薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十六号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。）とする。 一～九十一　（略）	薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十六号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。）とする。 一～九十一　（略）

（租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組（平成二十八年厚生労働省告示第百八十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組 　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第一項の規定により厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組は、次に掲げるものとする。 一～五　（略）	租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組 　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第一項の規定により厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組は、次に掲げるものとする。 一～五　（略）

（租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部改正）

第三条　租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（令和三年厚生労働省告示第二百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第三項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有することにより、外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬若しくはかぜ薬又は鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬若しくは抗ヒスタミン薬その他のアレルギー用薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤とする。 一～四十二　（略）	租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第三項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有することにより、外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬若しくはかぜ薬又は鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬若しくは抗ヒスタミン薬その他のアレルギー用薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤とする。 一～四十二　（略）

（租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第四項に規定する厚生労働大臣が定める日の一部改正）

第四条　租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第四項に規定する厚生労働大臣が定める日（令和三年厚生労働省告示第二百五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項に規定する厚生労働大臣が定める日 　租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項に規定する厚生労働大臣が定める日は、令和七年十二月三十一日とする。	租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第四項に規定する厚生労働大臣が定める日 　租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第四項に規定する厚生労働大臣が定める日は、令和七年十二月三十一日とする。

（租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部改正）

第五条　租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（令和三年厚生労働省告示第二百五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等 　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十八号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。）とする。 一～九十五　（略）	租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等 　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十八号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。）とする。 一～九十五　（略）

附　則

この告示は、令和七年十二月一日から適用する。